

本資料にある数値は
ご講演のための速報値です。
引用等にご遠慮ください。

第11回関西障害学生支援担当者
懇談会(KSSK)事務局

障害学生支援における 合理的配慮と差別解消法

全国障害学生支援センター

代表 殿岡 翼

2013年8月30日 関西障害学生支援担当者懇談会

日本の障害学生の現状は？

- 毎年の障害学生受験者 約3000人
 - 7割が「高等学校」から 残りは「特別支援学校」
- 毎年の障害学生入学者 約500人
- 大学での在籍者数 約2000から2500人
- 発達障害などを含めると、1万人

- 大学の全入学者 約58万人
- 入学者にしめる障害学生の割合 0.09%

調査概要

■ 調査対象

2012 年4 月現在の全国すべての、学校教育法に基づく大学770 校(学生の募集を停止している大学を除く)、放送大学、および文部科学省所管外大学校11 校、合計782 校

■ 調査開始 2012 年10 月10 日

■ 回答締切 2013年1 月31 日

■ 回答集計(速報値) 2013年8月27日現在

回答率

	対象	回答数	回答率
大学	769	571	74.3%
国立	86	79	91.9%
公立	79	69	87.8%
私立	604	423	70%
大学校等	10	2	20%
合計	779	573	73.6%

■ ログイン率 733校 (93.7%)

地方別回答率

地方	調査対象	回答数	回答率
北海道	36	31	86.1%
東北	48	36	75.0%
関東	258	178	69.0%
中部	129	104	80.6%
近畿	152	107	70.4%
中国	51	41	80.4%
四国	16	15	93.8%
九州	79	59	74.7%

受験可否(大学数)

障害種別	可	不可	未定	合計
視覚障害	224 (38.6%)	36 (6.2%)	320 (55.2%)	580
聴覚障害	265 (45.8%)	35 (6.1%)	279 (48.1%)	579
肢体障害	290 (50.3%)	12 (2.1%)	275 (47.7%)	577
内部障害	259 (44.8%)	19 (3.3%)	300 (51.9%)	578
発達障害	258 (44.6%)	24 (4.2%)	296 (51.2%)	578
精神障害	186 (32.2%)	51 (8.8%)	341 (58.7%)	578
知的障害	176 (30.2%)	64 (11.1%)	338 (58.5%)	578

受験時の配慮

障害種別	あり	なし	合計
視覚障害	444 (81.6%)	100	544
聴覚障害	456 (83.8%)	88	544
肢体障害	486 (85.7%)	81	565
内部障害	457 (81.8%)	102	559

授業での配慮

項目	あり	なし	ない	合計
授業全体	476	100		576
一般講義	323	253		576
語学授業	173	392	11	576
体育実技	208	330	38	576
実験	106	334	136	576
実習	184	365	27	576
定期試験	262	314		576
視覚支援	158	418		576
聴覚支援	227	349		576
肢体支援	242	334		576
発達支援	130	446		576

支援体制

項目	あり	なし	合計
講習会	190	383	573
相談窓口	482	91	573
就職支援	339	234	573
総合的支援	161	412	573
費用負担	176	396	572
経済的支援	31	541	572
予算化	182	390	572
通学支援	65	507	572

障害者権利条約 国連総会採択！



- 2006年12月13日、第61回国連総会で、「障害者の権利条約」ならびに「選択議定書」を満場一致で採択！
- 2007年3月30日に条約の署名に開放。署名開放日当日に署名が82カ国・地域。日本政府は2007年9月28日に署名。2008年5月正式発効

権利条約での合理的配慮

■ 第2条 定義

- 「合理的配慮」とは、障害者が
他の者との平等を基礎として…
- 必要かつ適当な変更および調整…
- 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

■ 第4条 一般的義務

- (b)障害者に対する差別となる既存の法律、規則、
慣習および慣行を修正し、又は廃止する…

■ 第24条 教育

改正障害者基本法

- 第4条の2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない。

– 「合理的配慮」の否定は差別

- 手話は「言語」
- 勧告権をもった「障害者政策委員会」

改正基本法 16条(教育)

- 1項（前略） 可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 「可能な限り」とは、実現に向けた最大限の努力
－ エクスキューズに使ってはならない(国会答弁)

高等教育と合理的配慮

■ 高等教育局決定

障害のある学生の修学支援に関する検討会

(障害学生検討会)

－ 合理的配慮

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）概要

平成24年12月 文部科学省

- 我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月、高等教育局に本検討会（座長：竹田一則 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）を設置。
- これまで計9回にわたり検討を行い、（1）大学等における合理的配慮の対象範囲、（2）同合理的配慮の考え方、（3）国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき①短期的課題、②中・長期的課題などについて、第一次まとめとして取りまとめ。

大学等における合理的配慮の対象範囲

- 「学生」の範囲
大学等に入学を希望する者及び在籍する学生
（科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含む）
- 「障害のある学生」の範囲
障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生
- 学生の活動の範囲
授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象
※教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮は、一般的な合理的配慮として本検討の対象外とした。

合理的配慮の考え方

合理的配慮は、大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いもの
→大学等において提供すべき合理的配慮の考え方を項目別に整理

主な記載内容

- ①機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保することが重要。また、教育の質を維持することが重要。
- ②情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すことが重要。
- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うことが重要。
- ④教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理。
- ⑤支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めることが重要。
- ⑥施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮。など

関係機関が取り組むべき課題

短期的課題

- 各大学等における情報公開及び相談窓口の設置
・各大学等は、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要。
・また、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要。
- 拠点校及び大学間ネットワークの形成
・国は、優れた取組を実施し、近隣地域の大学の支援体制向上に積極的に寄与する大学等を地域における拠点校として整備することが重要。

中・長期的課題

関係機関が取り組むべき中・長期的課題について、以下のとおり整理
①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、⑦専門的人材の養成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

今後の取扱い・課題

- 全ての学生や教職員への理解促進・意識啓発を行うことで、各大学等の受入れ体制の温度差をなくすることが重要であり、現時点における一つの指針として活用されるよう本報告を取りまとめ。
- 今後、各大学等の状況等を踏まえ、大学等における種々の事例・知見を蓄積しつつ、さらに具体的な検討を進めていくことが必要。
- また、本報告で整理した合理的配慮の考え方についても、他の分野における状況や支援技術の進展等に応じ、見直しを図ることが必要。
- その他、合理的配慮決定において合意されない場合の解決手段、通学等の課題については、引き続き検討。

障害者基本計画での高等教育

(3) 高等教育における支援の推進

- ○大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を推進する。3-(3)-1
- ○大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。3-(3)-2
- ○障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。3-(3)-3
- ○入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。3-(3)-4
- ○各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学等間や地域の自治体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。3-(3)-5
- ○障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。3-(3)-6

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 〔何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。〕	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 〔社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。〕	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 〔国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。〕
---	---	--	--

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
 - 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定
- ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

差別解消法への道

- 9月1日 学校教育法施行令 公布（初中）
- 9月中 障害者基本計画 閣議決定（内閣）
- 3月中 検討会第1次まとめ Q&A（高等）
- 3月中 解消法基本方針 閣議決定（内閣）
- 14年度中 解消法対応指針・要領（文科）
- 15年度中 解消法の周知活動など
- 2016年4月1日 障害者差別解消法 施行
- 16年度中 障害者総合支援法 見直し

障害学生と介助

- 重度訪問介護と障害学生
- 地域生活支援事業における「通学」
- 大学がCIL等と学内介助の委託契約
シームレスな介助体制を実現

私たちの目指すもの

- 学ぶことは、生きること
- 学ぶことの制約を取り除き、
すべての人が自由に生きられる社会を